

日本科学者会議 京都支部ニュース

9 月号 No.499

2025 年 9 月 16 日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel : 075-256-3132

E-mail : board@jsakyoto.sakura.ne.jp

URL : <https://jsakyoto.sakura.ne.jp>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・第 40 回原子力発電問題全国シンポジウム 2025 京都 報告……………2
- ・JSA 院生・若手交流企画「夏の学校」報告……………5
- ・『日本の科学者』読書会 8 月例会報告：7 月号特集「中国地方の鉄道と地域公共交通のこれから」……………5
- ・大学人と市民が参加し「戦後 80 年 学術と大学を考える集い」を開催……………13
- ・「日本被団協ノーベル平和賞授賞式に花垣ルミさんを送る会」からのお礼と同会の解散について……………16
- ・機関誌『日本の科学者』の送付に関するアンケート(10 月 28 日締切)……………18
- ・支部主催・関連行事案内……………21
- ・支部幹事会だより……………24

<2025 年度会費の納入のお願い>

新しい会計年度が始まり 5 か月が経過しました。今年度会費の納入率は 9 月 1 日現在で 58%となっています。会費の請求が例年よりひと月遅くなったこともあり、納入状況が芳しくありません。

5 月に送付した会誌に同封しました郵便振替用紙に記載の金額が請求額になります。引き続き今年度会費（一般会員：14,400 円、特別会費会員：7,200 円、家族割会員：4,200 円、若手会員：4,200 円）の納入にご協力くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Email アドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。 （支部財政担当幹事）

第 40 回原子力発電問題全国シンポジウム 2025 京都

報告・前田耕治

標記シンポジウムが、8月24日(日)の10時から17時まで、龍谷大学深草キャンパスでZoomとのハイブリッドで開催された。会場参加が71名、Zoom参加が89名、YouTube視聴が40名の合計200名の参加者を得た。主催はJSA原子力問題研究委員会で、今年は現地サポートとしてJSA京都支部が共催した。今年の全体テーマは「原発の危険性と放射線被ばくの実態」で、第1テーマ「原発の危険性と廃棄への道」で4名の講演者が、第2テーマ「放射線被ばくの被害の実情と課題」で3名の講演者が発表した。

冒頭、司会から、当初、本シンポジウム実行委員会の立ち上げにかかわった山本富士夫氏の急逝を悼む報告があった。次に、京都支部からの開会挨拶を兼ねて、支部代表幹事の小職から本シンポジウムの重要性を述べた。とくに、国の原発推進政策に呼応して美浜原発の新設計画が持ち上がった今、昨年の敦賀開催に続いて若狭湾に面する京都での開催は意義深いこと、4社のマスコミが事前宣伝に協力していただいたことを報告した。以下、各報告の概要を記す。

木原壯林氏(京都工芸繊維大学名誉教授・若狭の原発を考える会)

「原発依存をやめ、自然エネルギーに転換しよう!」という演題で講演された。はじめに、原発が現在の科学では制御できない根本理由について、核反応エネルギーの桁違いの大きさ、原発事故の深刻さ(広島

原爆の1300倍の死の灰)、行き場のない使用済み核燃料・放射性廃棄物の問題にわたって、それぞれ科学的根拠をもとに丁寧に説明された。とくに、使用済み核燃料については、たとえ原子炉事故が起きなくても、冷却プールはむき出しの第2の原子炉といわれる危険な状態であり、そのプールがすでに満杯であること、その燃料の再処理工場は技術的に全く完成していないことが強調された。また、高燃焼度燃料やMOX燃料が再処理の硝酸溶解の段階で不溶性残渣が出て再処理工場では処理できない理由を説明された。さらにたとえ再処理が進んだとしても、再処理はリサイクルどころか、さらに放射性廃棄物を増やすことの欺瞞性を告発した。演者は、元ウルグアイ大統領のホセ・ムヒカの「貧乏な人とは無限の欲望があるひと」という言葉を引用して、エネルギー使用が必ずしも人間の幸福につながらないことを警告し、自然エネルギーの宝庫である日本での再生可能エネルギーの普及を強調した。さらに、太陽光エネルギーを有効に利用するためのバイオマスの活用と、そのために有効な作物としてサツマイモの栽培を奨励した。

乾康代氏(元茨城大学教育学部教授)

「東海村と植民地主義開発—日本の原子力開発黎明期の特質—」という演題で講演された。演者は、大阪から水戸に転居して東海原発をみたときに、住宅との境目に、石油コンビナートでは存在する緩衝緑地帯

がないことに驚いたところから、東海村の都市計画に関する研究を着想した。まず、通常の都市計画では行われる工業地域や住居地域などのゾーニングに反して、東海村では工業地域が内陸の3か所に分散していることに注目した。それぞれに、日立・東芝・三菱の旧財閥系を含む5つの原子力産業グループが配置されていて、臨海部に存在する東海原発、旧原研、旧動燃と平行して立地している。それらの間を3つの基幹道路、いわゆる原電通り、原研通り、動燃通りがつなぐ形となっている（ただし、東芝はなぜか村に進出しなかった）。演者は、旧農村を無視した開発を、東海原子力都市開発株式会社設立趣意書にあるように「処女地」を開発する「植民地主義開発」とであると形容した。その開発の手法は、日本帝国主義の植民地統治から引き継がれたものと同様であり、とくに、地元村民に対する差別的優越思想や原子力関係世帯の居住隔離政策が特徴であると説明した。この点では、東海原発の立地は、若狭や福島での原発誘致と違って、国の直轄統治的要素という点で特異的である点を述べた。

花島進氏（元日本原子力研究所）

「原子力を支えるべき基礎技術—技術力の問題を東海第2原発他の事例から見ると—」という演題で講演された。東海第2原発の取水口基礎部の施工不良や制御室の発火事故などを例に、原子力技術とは直接関係のない杜撰な工事や設計不備により、深刻な原子力災害につながる可能性を指摘した。原研においてはトラブルの「水平展開」という共有が行われたが、その際、不適切な解析が行われたことが、同軸ケーブルのインピーダンス不適合を例に紹介された。

これらを例に、原子力施設の場合には普通の技術であってもより高い水準が求められることを警告した。

山本雅彦氏（JSA 原子力問題研究委員会委員長）

「原発廃棄物のリサイクルと廃炉について」の演題で報告された。放射能レベルが低い廃炉後の金属材料をリサイクルする「クリアランス」を福井県や事業者が推進しようとして、予算化や新会社「福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社」の設立が進められていることを紹介して、その問題点を指摘した。「レベルは低くても、放射性物質による被ばくを全国に拡散するものである」とクリアランス事業を批判した。演者は、若狭の住民は最初「40年で元の更地になる」と言われて原発設置に同意したが、更地どころか長期間、廃炉材料や核燃料廃棄物と同居しなければいけないことが明らかになり、口には出さないが、「もう原発は結構」という住民が多いことを強調した。さらに、MOX燃料、高燃焼性燃料にいたっては再処理にも回せず100年保管になることも警告した。

市川章人氏（JSA 京都支部・自治体問題研究所）

「住民防護対策の相次ぐ後退—翻弄される住民の命と自治体—」の演題で講演された。原子力規制委員会が原災指針を何度も「改正」し、被ばく防護対策を後退させてきたこと、今年になって屋内退避の運用問題を逆手にとって、新たな安全神話を作った上、被ばく防護対策を一層後退させようとしていることを指摘した。「新規規制基準」は「Cs137放出が最大100TBq」という福島原発事故のわずか100分の1の放出量を

想定したが、演者は放出量をさらに少なく想定する新たな安全神話「重大事故対策奏功神話」が登場したと指摘した。その結果、被ばくを軽微に見せ、福島原発事故時の避難に伴う災害関連死を例に挙げ、急いで避難する方が危険であるとして、UPZの「避難」をなくそうとしていると警告した。結局、どんな放射性プルームに対しても「屋内退避」を強要しようとしていると批判した。

大倉弘之氏（京都工芸繊維大学名誉教授）

「異常増加を続ける福島甲状腺がん、隠され続ける被ばく影響」の演題で講演された。福島県民健康検査の6巡目までのデータを用いて、全国がん統計からの推定値と比較して明らかに被曝影響があることを示した。福島県の検討委員会や甲状腺評価部会は「被ばくの影響」を認めない代わりに、多発の原因として「過剰診断」論を持ち出してきた。その誤りを県立医大の鈴木眞一医師や志村医師の指摘などを例に否定した。国や県の被曝影響の隠蔽だけでなく、福島原発事故については、メルtdownの事実やベントによる放射性物質の拡散の情報をすみやかに周知しなかったことを非難し、国の姿勢の問題点を指摘した。

山田耕作氏（京都大学名誉教授）

「福島原発事故による内部被ばく被害の実情—全てのヒバクシャに被ばく健康手帳を配布せよ—」という演題で講演された。福島原発事故後の種々の身体的影響を紹介した。具体的には、心筋梗塞による急死の増加、周産期死亡率の増加、低体重児出生率の増加、複雑心臓奇形手術の増加、停留精巣の手術の増加、各種がんの増加の研究例を示した。その原因として、セシウム137

をはじめとする放射性物質の体内蓄積による内部被ばくにあることを警告した。内部被ばくのメカニズムとして、活性酸素やフリーラジカルが酸化ストレスをもたらす「ペトカウ効果」について詳述した。なお、討論で触れた原発周辺で白血病、悪性リンパ腫の増加を証明した論文は明石昇二郎著『悪性リンパ腫多発地帯の恐怖』の文庫本あとがきに詳しい。

討論では、再生可能エネルギーとしての太陽光パネルの是非に関する意見や、六ヶ所再処理工場の可能性に関する質問、ペトカウ効果に関する質問など、報告者との間で活発に質疑が交わされた。最後に、一参加者として来聴にこられた元裁判官の樋口英明さんが「日本で常に怖いのは地震である」と地震列島日本での原発の危険性を強調された。また、会場からの突然の質問にも答えて、「刑事裁判は終わったが、民事での上告がまだ続く」と司法の場での闘いに注目する旨の回答をいただいた。

最後に、主催者代表である山本雅彦氏から閉会あいさつがあり、予想を超えた数の聴衆ならびに講演者に謝辞が述べられた。さらに、つい最近、日本原電が不合格になった敦賀2号機の再稼働審査を再び申請するニュースに触れて、調査に便乗して破砕帯にトンネルを掘って証拠隠滅する可能性があると警告し、過去のデータ改ざんなどをみれば再申請の資格のない日本原電ではなく第3者に調査を要請するとの意見表明をした。

なお、シンポジウムの様子は、Youtubeで視聴できます。

<https://youtu.be/iFTOgfZHYb4>

以上

JSA 院生・若手交流企画「夏の学校」報告

JSA 院生・若手交流企画「夏の学校」が開催されました。

9月2日(火)、東京支部院生幹事会と京都支部院生の共催により、「JSA 院生・若手交流企画『夏の学校』」が開催されました。本企画は、東京・京都両支部に所属する院生・若手研究者の交流促進と、修士課程に在籍する院生に向けたアドバイスを共有することを目的としたものです。京都支部からは3名、東京支部から6名の院生が参加しました。東京支部からは佐久間さん(中央大学、依頼講演)が研究報告とともに後輩への助言を行い、京都支部からは

生田(立命館大学)が修士論文の構想について発表しました。専門分野が異なる参加者同士の意見交換は、お互いの研究に新たな視点をもたらし、理解を深める貴重な機会となりました。

当日は和やかな雰囲気の中、参加者同士の自己紹介をはじめ、今後の交流企画についても活発な意見交換が行われました。

JSA 院生・若手の主体性や今後も交流を深めていくことが確認され、フィールドワーク企画の実施も提案されました。

(生田大輝)

『日本の科学者』読書会 8 月例会(8/19)の報告:

7 月号特集:「中国地方の鉄路と地域公共交通のこれから」

標記例会が8月19日(火)15時30分より17時30分までZoomを用いて行われた。参加者は5名で、特集から3編の論文の紹介があった。

桜井 徹『ローカル線再生と JR 体制—JR・国の責任と自治体の役割』(報告:左近拓男)

この論文では、JR のローカル線の再生に向けた提案を行なっている。国鉄時代から現在までの地方路線の政策や法律、民営化後の JR 各社の状況について概説し、内部補助の是非とローカル線衰退の要因の検討を通じて論じている。2020 年以降は、コロナウイルス禍での経営悪化を契機に、ローカル線を JR から分離し、バス転換するか、鉄道事業再構築事業として自治体等の負担

で事業を存続するかを選択が、JR および政府から提起されているが、ローカル線の議論は地域問題としか扱われていない。ローカル線再生のためには、国鉄分割・民営化で成立した JR 体制の改革が必要であることを主張している。

2023 年 4 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(地域交通法)の改正がなされた。輸送密度(旅客営業距離 1 km1 日あたりの平均輸送人員)の低い路線を、「大量輸送という鉄道特性が発揮できない路線」と規定し、統一した基準に基づい

て、ローカル線の分離・廃止（バス転換か、自治体負担による第3セクター鉄道や上下分離の導入）が容易になった。輸送密度1000人未満で2つ以上の都道府県にわたる路線（貨物輸送や特急路線を除く）を対象に、国が仲介して特定線区再構築協議会を設立し、JRと自治体間で路線分離を協議することとなった。

JRは、鉄道特性が発揮できない路線を、輸送密度2000人未満、国土交通省は同4000人未満にまで拡大している。自治体への負担だけでなく、地域住民に大きな影響を与えることとなっている。

本稿の主題は、JRによるローカル線の分離・廃止問題を次の3つの点から考察し、問題解決のためには、JR体制の改革が最終的に必要であることを示すことである。

第1：ローカル線の価値を輸送密度だけで見ることの是非。

第2：JRが内部補助（新幹線・都市圏輸送部門などからの補填）でローカル線を維持すべきだという自治体の主張の是非。国鉄分割・民営化でJRが発足した際、全ての継承路線を維持するように制度設計されたが、維持できなくなったのであれば、新たな枠組みを国が提示すべきだというのである。

第3：ローカル線の再生に関する対案を「大雑把に」ではあれ、示すことである。上記の自治体の主張も、このことと矛盾するものではない。本論文では、その鍵をローカル線の衰退の要因分析に求めている。

議論されている「鉄道特性論」の問題点は以下の2点である。第1：定時性、高速性・安全性や、迂回路としての鉄道の特性と役割を無視。第2：鉄道特性論は、採算

性を重視するJRが分離を正当化するか、バス転換を促進する議論でしかない。鉄道特性論が、輸送需要という量的把握に捕らわれ、「鉄道の社会的価値」を軽視している。

1980年12月の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（国鉄再建法）では、国鉄路線が、輸送密度8000人等を基準に幹線系線区と地方交通線に区分され、地方交通線は、「その運営に適切な措置を講じたとしてもなお収支を確保することが困難な路線」とされた。輸送密度4000人未満を基準とし、その他の条件を加味して83線区特定地方交通線に選定され、1990年までに、バス転換（特定地方交通線全体の58.5%）、第3セクター鉄道への転換（同40.7%）および私鉄に譲渡（同0.8%）。1987年4月に国鉄が分割・民営化により中途終了。自民党は1986年5月22日の新聞広告で、「ローカル線もなくなりません」と宣伝した。JR元会長も内部補助を肯定的に理解した発言をしていた。一方、国土交通省の内部補助への態度は明白ではない。

地方交通法改正の直接契機は、コロナウイルス禍により、JR東日本やJR西日本が会社発足以来、初めて大幅な赤字を計上し、内部補助を維持しえないという「内部補助崩壊論」を展開したことである。そんな中、JR西、JR東とJR九州は株主に株主還元（配当＋自己株式取得）している。2023年度へと経営成績が回復し、ローカル線のいずれの利益額から見ても、JR3社による内部補助は可能である。

JR北海道：現在は内部補助が完全に崩壊状態。JR東海：内部補助が機能している。この最大の理由は、新幹線がJR西やJR東よりも多額の利益であること。他にも、リ

ニア建設を推進するために地元との軋轢を回避のため、相対的に輸送密度が低い路線が少ないことが理由として挙げられる。

地域交通法改正の基本的枠組みを提示した有識者提言では、外部要因と、内部要因が提示されている。

I 外部要因「沿線人口の減少や少子化の進展」と「高速道路をはじめとした道路網の充実と高速バス路線の増加、モータリゼーションを前提としたライフスタイルや都市構造への変化を伴うマイカーへの転移等」。

II 内部要因「鉄道路線の維持に向け、自らの経営努力として、列車の減便や減車、優等列車の削減・廃止、駅の無人化等の経費削減策や、投資の抑制や先送り等により対応してきたが、その結果、利便性が大きく低下し、更なる利用者の逸走を招くという『負のスパイラル』状態となっている。

有識者提言は、外部要因を所与のものと把握し、その背景にある政策に言及していない。その政策とは、人口減では東京一極集中や産業空洞化を促進した国土・産業政策、自動車利用の増加では道路偏重の投資政策と自動車中心のまちづくりである。ローカル線再生のためには次のような政策転換が必要である。著者はローカル線再生のための2つの施策を提案している。

第1は、国土・産業政策を転換し、まちづくりに留まらず、地域経済活性化政策を実行すること。

第2は、道路投資と鉄道投資のバランスを図り、道路輸送と鉄道輸送の競争条件を平等にすること。このことは、EUに見られる「上下分離」の採用に帰着。同時に、ドイツのような広域的な運輸連合を設立し、

鉄道、バス、および自家用有償運送を含めて、自治体が一元的交通行政を推進すべき。

負のスパイラルが利便性の低下を通じて、乗用車への逸走と、沿線人口の減少をもたらす側面を有するから。利便性を高めて「正のスパイラル」に転換するためには、鉄道サービスを公共サービスとして位置づけ、スピードアップや列車の増発やダイヤの改善を図ることが必要である。こうした点の改善をJRが解決しようとししないことへの対策を自治体が取組もうとしている。

その例：自治体による路線の引受け（富山県と沿線4市の城端線・氷見線）。自治体がJR株式1億円を購入して、発言権を確保する動き（岡山県真庭市、京都府亀岡市）。感想：私の生まれ故郷であり、現在の住まいがある滋賀県は、草津市などの湖南地域では人口の増加にともない鉄道も充実しているが、その他の湖西、湖東、湖北地域では高齢化・過疎化に伴い鉄道の便数が減ってきている。湖東地区を走る近江鉄道は乗客数の落ち込みによる慢性的な赤字に伴い、2024年に「上限分離方式」に移行した。これらの地域では、鉄道やバスの公共交通手段が不便になり、自家用車を通勤や通院、買い物に使うという負のスパイラルに陥っている。各個人が公共交通の社会性やその重要さを訴えても、大多数のマイカー層の共感は得られない。著者が主張する、政府と自治体の産業・地域政策の改変を前提にした、JR全体の上下分離や運輸連合の形成および利便性を高める公共サービス重視の経営への転換を実現させるためには、やはり政府と自治体がもう一度鉄道をはじめとした公共交通の社会性・重要性について

熟慮した政策の立案とその実行が必要である。

小西伸彦『中国地方の鉄道の歴史』(報告：坂本 宏)

この論文では中国地方の鉄道の盛衰を包括的に追いかけて、現在それが置かれている状況について検討する。始まり～第1次鉄道熱は1888年の山陽鉄道設立からで、1901年には神戸下関間が開業している。1892年公布された鉄道敷設法による第2次鉄道熱では中国鉄道岡山津山間(1898年)、岡山湛井間(1904年)が開業している。この時期、鉄道輸送の利便性を認識した軍は軍事拠点をつなぐ鉄道の敷設を急がせた。1890年呉鎮守府開庁に伴い呉線を計画、1894年陸軍仮設線(後の宇品線)敷設、日露戦争開戦時に山陽鉄道に線(現在の美祢線)の敷設を命じ、1905年には大嶺炭田から徳山海軍燃料廠への石炭輸送が開始された。こうした中1906年には鉄道国有法が公布され山陽鉄道を含め主要17私鉄が国有化された。

主要幹線が国有化され、地方の中小私鉄が取り残されるなか、1910年輕便鉄道法、1911年輕便鉄道補助法公布により地方鉄道敷設の制限が緩和され、第3次鉄道熱が生じる。中国地方で26の申請があり、稲荷輕便鉄道、鞆輕便鉄道、防石鉄道など16路線が開業した。

国有鉄道の営業距離は鉄道国有法と鉄道敷設法の小改正により延びていき、四国連絡宇野線1910年開業、1902年に開業していた境港・米子・御来屋間が山陰線舞鶴・浜田間とされ、山陰線京都・幡生間は1933年全線開業した。第1次世界大戦終結後政

府は改正鉄道敷設法を公布しさらに149の予定線を示した。中国地方では姫新線・赤穂線・若桜線・福塩線・芸備線・呉線・可部線・岩日線・岩徳線にあたる鉄道が開業した。これとは別に、道路に敷いたレールを走り道路交通を補助する「軌道」は内務省の特許制であり、中国地方では1908年から1914年に、大日本軌道山口支社・岩国電気軌道・大日本軌道広島支社・西大寺軌道・岡山電気軌道・広島電気軌道・長州鉄道などが開業した。

第2次世界大戦で国有鉄道は甚大な被害を受けた。線路5%、建物20%、車両10%、連絡線65%が被災し被害額は18億円に及んだ。敗戦後のインフレで資材の調達費は高騰し、1947年7月には戦前と比べ、石炭133倍、セメント86倍、枕木96倍に達した。さらに石炭は1948年7月に331倍にもなった。その結果1945～1948年度累積赤字は403億円にまで膨らんだ。政府は民生の安定や経済復興への配慮から鉄道運賃を低水準で維持したため国有鉄道の復興に大きな足かせとなった。そんな中1948年「日本国有鉄道法」が公布され、1949年6月日本国有鉄道(国鉄)が発足した。

戦後の高度成長期である1957年度から1963年度には国鉄利益積立額1595億円に達したが、その後次第に貨物・旅客輸送における鉄道のシェアは減少していく。近距離貨物輸送に占める鉄道の割合は1943年度の44%から1950年度の28%に減少する。旅客も1960年度には51%あったものが1969年度には34%まで落ち込む。この間、国鉄は3次に渡る長期計画を実施し、1964年度東海道新幹線開業など施設整備や輸送力増強に取り組んではきたが、国鉄

経営は逆潮であり、1969年度には1327億円の赤字を計上する。

もともとローカル線敷設の広がりや、沿線地域を選挙地盤とする代議士の票につながるのか、国が敷設すれば住民に経済的負担はなく利便性だけを享受できる、あるいは鉄道敷設が地域発展の基盤になるという信仰のもと行われてきた。戦後も1951年鉄道敷設法改定によりローカル線の敷設が再開された。一方で国鉄の収益悪化から欠損を計上するローカル線の実態が知られるようになる。1960年には国鉄諮問委員会が、採算割れ路線への特別運賃導入や線路撤去等思い切った措置をとることや不採算路線の敷設中止を提言する。1955年以降の国鉄の徹底的な経営合理化により、1965年前後の輸送量は倍増したがモータリゼーションが進むとローカル線の利用率は急速に低下していく。1968年の国鉄諮問委員会は鉄道を廃止して自動車輸送に転換すべき83路線2590.6kmを発表するが、大きな反響と強い地元の反対により、1972年度までの廃線は149.8kmにとどまる。国鉄再建問題懇談会は1976年ローカル線問題について、国鉄単独でのローカル線維持は不可能であり、欠損は国と地方公共団体、地域住民で解決するべきであるという考え方を示した。また、運輸施策審議会に国鉄地方交通線問題小委員会が設置され、対策が必要なローカル線を選定し、非採算路線についてはバス輸送に比べて鉄道輸送のほうが低コストかどうかで分類した。

1961年から1965年にかけて交通関係社会資本の整備が進んだが、そこでは道路整備にはガソリン税等が充てられる一方、鉄道運賃の値上げは押さえられ、鉄道整備は制

限された。都市の過密化、地方の過疎化等で新規鉄道の必要性高まるなか、国鉄に不採算路線を増設することは出来ないとして1964年国鉄と切り離し、新線敷設事業組織として日本鉄道建設公団(鉄建公団)が設立された。鉄建公団は国鉄が許可を受けていた29の工事線と2つの調査線を引き継ぎ、国鉄分割民営化までに地方開発線および地方幹線689km、主要幹線および大都市交通線435km、上越新幹線275kmが敷設された。中国地方では三江線口羽・浜原間、智頭線上郡・智頭間、井原線清音・神辺間が敷設された。

1980年に成立した日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(国鉄再建法)は241ある国鉄路線を66の幹線・47の地方交通線・128の特定地方交通線に分類し、特定地方交通線はバス転換するとした。特定地方交通線のうち、45路線の存続を承認したが残り83路線3157kmを第1次～第3次特定地方交通線に分け、順次廃止した。中国地方では、倉吉線が1985年に廃止、若桜線は第3セクター若桜鉄道に、大社線は1990年に廃止された。一方、鉄建公団が敷設した三江線口羽・浜原間は1975年に国鉄三江線として開業、智頭線は1994年12月3日に第3セクター智頭急行智頭線として開業するなどした。

1986年、日本国有鉄道法、地方鉄道法等に代わる鉄道事業法が公布され、鉄道への参入を免許制から許可制に、撤退を許可制から事前届出制にするなど、鉄道事業への参入・撤退のハードルが大きく下げられた。同法施行後の中国地方では下津井電鉄児島・下津井間、片上鉄道片上・柵原間、美祢線南大嶺・大嶺間、可部線可部・三段峽

間、三江線江津・三次間が次々に廃止された。

2018年4月1日に廃止された三江線は2000年以降に廃止されたJR線の中で最も長い延長108.1kmあった。岩国市は2023年第3セクター錦川鉄道の存続を検討する「錦川清流線のあり方について意見を聞く会」を開催した。2023年に豪雨で被災した美祢線は2024年より「復旧後の利便性向上に向けた調査・実証事業」が開始されたがバス輸送への転換が有力視されているようである。JR西日本は2024年10月に「2019年度輸送密度(平均通過人員)2000人/日未満の線区の経営状況(2021～2023平均)」を発表したが、その中で、芸備線東城・備後落合間は1987年度の476から2023年度の20に激減した。その存続を議論する芸備線再構築協議会の行方は木次線、ひいては全国の赤字ローカル線や私鉄の存続に大きく影響すると考えられる。

著者は本論文を次のように締めくくっている。赤字ローカル線の議論では既得権や感情論、保証金等が問題になるが、鉄道路線にはそれぞれの歴史がある。鉄路が計画された動機や敷設の経緯、鉄道に夢や情熱を傾けた先人の考えや足跡、地域と鉄道の関わりを冷静に見つめ直す必要があると考える。

【討論】現在の地方の公共交通をみるとコミュニティバスレベルの規模まで縮小している。70年代までは運輸族が幅をきかし、いけいけどんどの状態だった。大きく変わった。一旦鉄道施設が災害を受けると再建が不可能なほど温暖化による被害拡大が深刻である。鉄道だけでなくバス輸送もなくなる。地方を支えるインフラとして採算だ

けでなく鉄道の存在意義を明確にした政策が必要だ。

根石憲司『新見市における芸備線の存在と役割』（報告：大倉弘之）

本論文は、新見市副市長である著者が新見市と芸備線に関する歴史・地理情報等を紹介し、芸備線再構築協議会における議論および新見市の考え方を紹介し、その中で鉄道ネットワークに関する国の考え方を問いかけている。

はじめに 新見市は岡山県の北西部に位置し、JRの伯備線、姫新線、芸備線の起点であり、中国地方の主要都市を結ぶ役割を担っている。一方で、人口減少（1985年44,019人→2020年28,079人）に伴う芸備線、姫新線の利用者減に対して、市として鉄道の利用促進事業（利用者にポイント、景品）や公募型の促進事業に取り組み、乗車人員増など一定の盛り上がりを見せていることが紹介されている。

1 新見市の歴史 平安末期に新見庄として荘園領主の京都東寺に米や鉄を提供（たたら製鉄は明治初めまで続く）。1871（明治4）年の廃藩置県で新見県となり、その後岡山県に合併され、「昭和の大合併」（1955～1964年）で新見市と4（大佐(おおさ)、神郷(しんごう)、哲多(てつた)、哲西(てっせい))町になり、これらが2005年に合併して現在の新見市になった。面積は岡山県の11.2%で中国山地の脊梁地帯にあり市の86%が森林。名産品や観光情報も紹介されている。

2 芸備線の歴史 1912年に芸備鉄道株式会社設立、1915年4月に東広島（現広島貨物ターミナル）から志和地(しわち)間まで、

6月には三次(みよし)駅(現西三次), 1923年には備後庄原(しょうばら)まで開通。昭和期に始まった備中神代(こうじろ)駅を起点とする工事により, 1936年に三次とつながり, 現在の路線159km(広島～備中神代)が開通した(報告者注: 新見を起点とするときは伯備線の備中神代～新見間に乗り入れている)。開通後は旅客・貨物(農林産・鉱物)列車が走り, 1962年には準急「しらぎり」(広島～米子), 「たいしゃく」(広島～岡山)が運転開始した(芸備線の全盛期)。しかし, 1972年の新幹線の岡山開通以後は, 山陰方面への動脈として伯備線が重視されるようになり(特急「やくも」新設等), 芸備線は駅の無人化が大幅に進み, 1985年には陰陽連絡急行が1日1往復に減少, 翌年に全線の貨物取扱が廃止された。民営化による「合理化」で大幅な縮減に。また, バス, 自家用車の普及が県北の鉄道利用者減につながり, 省力化(客車のディーゼル化, ワンマン化等)も進み現在に至る。

3 モータリゼーションの拡大 高速道路網の整備により, 中国縦貫道(1978年吹田・三次間開通)が姫新線・芸備線による広域ネットワークの役割を代替わり(姫新線・芸備線で急行廃止, 大阪方面への高速バス運行)することになった。また, 大規模小売店舗法改正(1991年)によりスーパー等の出店が自由化され, 車での買い物が当たり前になり, 市街地の商店街は店舗数減, アーケードも撤去された。その後, 中国地方の高速道路網の南北軸の整備(1997年岡山自動車道, 2015年尾道自動車道開通)により, 高速バスの運行ルートが変わり, コロナ禍を機に津山・三次間(新見・庄原通過)の高速バスは運休となり, 新見市周辺

からの広域交通は, JR 伯備線で岡山経由の新幹線利用が主流になり, 鉄路復活の形に(津山市・美作市から関西方面の高速バスは引き続き運行←津山線が高速化されていないからか?)。芸備線が廃止されると新見駅の拠点性が弱まる, 特急「やくも」が新見駅に止まらなくなるのではなどの市民の心配の声。

4 新見市における公共交通の利用状況 岡山県によるパーソントリップ調査(2022年10月)による「外出の際の代表交通手段」では, 新見市は県全体とほぼ同じ傾向にあり, 自動車が大きなウエイト(7～9割)を占め, 鉄道は2～3%, 「移動目的別」では新見市の「登校」での鉄道利用のウエイトが県全体より大きい。また, 新見市による哲西地区全1069世帯に対するアンケート調査(2023年3月)の結果(芸備線について「1年間で利用した」が29.5%, 必要性について「不可欠」が50.7%, 「別の手段も可」が34.6%, 「利用しない」が14.7%など)を示し, 鉄道を利用しない「無関与・無関心層」が一定の割合あることを指摘している。

5 鉄道ネットワークに関する国の考え方 2つの文書: JR 本州3社と九州が踏まえるべき事業経営の国交大臣指針(2001年11月)および「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」(2023年)が挙げられ, 前者では「配慮すべき事項」として「現…路線の適切な維持」を求めながらも, 「廃止しようとするときは…地方自治体および利害関係人に対して十分説明」とされ, 後者では, 単に赤字であるだけでは再構築協議会の対象にならないとしながらも, 大幅な需要減少の場合には「交通モー

ドの最適化に向けた協議」に道を開いている。

6 芸備線再構築協議会における議論

2023 年 10 月、JR 西日本は国に備中神代～備後庄原を対象とする再構築協議会の設置を要請し、翌年 1 月設置が決まった。2024 年 3 月の第 1 回協議会では、存廃いずれの前提も置くことなく具体的な事実とデータに基づき最適な交通モードの在り方について議論していく認識が共有され、芸備線の可能性を最大限追求するなどの意見表明があった。新見市からは、現在でもなくてはならない移動手段として JR 西日本に存続を求め、国に対しては今後の全国的な鉄道ネットワークのあり方についての考え方を示すよう要請した。JR 西日本からは対象区間の費用構造(約 6.1 億円の赤字等)が示され、国は芸備線の可能性を最大限追求するための当面の検討イメージ(利用者増、便益増、まちづくり・観光振興等々)を挙げた。今後そのためのアンケート調査などを行いながら実証実験が行われることになった。

7 再構築協議会における新見市の意見

2024 年 3 月からの 2 回の協議会と 4 回の幹事会で、新見市が求めてきた事項は以下の 3 点：① 芸備線と姫新線は広島県から兵庫県にまたがる広域鉄道ネットワークであり、南海トラフ地震の際山陽本線の代替ネットワークになり得る。国はこの 2 線について具体的にどう考えるのか、県をまたぐネットワークだから国が示すべき。そうでなければ、新見市としてバスへの転換は

選択肢から外れる(他市町村に影響が及ぶから)。② 今後調査に基づいて行われる実証事業では、少なくともダイヤ改正・増便による効果の検証は必須(JR 西日本は実証事業として実施するかどうかの判断を求めるが、実施してみないとわからない)。③ 鉄道維持の場合、国は継続的な支援を行う意向があるのか、国の支援策を示せ。

おわりに 2025 年 1 月から沿線住民アンケートやヒアリングが行われ、3 月の第 3 回会議で結果が示される。(報告者補足：9 月 11 日時点での新見市のホームページによれば、再構築協議会が 7 月 19 日(土)～11 月 24 日(月)に実証事業を実施：土日祝に芸備線増便、無料周遊バス・乗合タクシー運行、期間中レンタサイクル実施)

報告者感想 前後の特集論文にはもう少し踏み込んだ議論も見られる。論文中で新見市が国に求めている広域鉄道ネットワークの在り方について、これまでの 4 回の協議会、5 回の幹事会の記録を見る限り、具体的には示されていないように思える(国からの発言はほとんどない)。分割民営化を行った国は公共交通に対する責任を JR と自治体に押し付けているように思える。岡山は生まれ故郷で、懐かしい地名も多い。新見市に行った記憶は満奇(まき)洞、井倉洞という鍾乳洞のみで、芸備線も利用していない。ただ、中学時代大山登山のため新見駅は伯備線で通過したはず。

以上

大学人と市民が参加し「戦後 80 年 学術と大学を考える集い」を開催

日本がポツダム宣言を受諾して 80 年となるのを前にした 8 月 2 日、「戦後 80 年学術と大学を考える集い」がキャンパスプラザ京都で開催された（主催は同実行委員会）。当日は池内了さん（名古屋大学名誉教授）の講演のほかに、学生・教職員・市民によるリレートークが行われた。参加者は約 30 人であった。

池内さんは「敗戦後 80 年を経ての、新しい戦前の到来—大学の自治・学問の自由を守り抜くために—」のテーマで講演された。その概要は、以下のものであった。

「新しい戦前」の到来

ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ攻撃など、世界情勢は混迷している。そして、地球人の知性が劣化するもとの、学問への圧力が強まっている。

振り返れば、「戦後 80 年」は戦争が絶えなかった。米国、ロシア、中国、英国、フランス、インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエルといずれも核保有国によって引き起こされたものである。3 大軍事大国である米・ロ・中が軍拡競争をけん引し、小国への武力干渉が繰り返されている。3 国の鼎立状態のもとのロシアの暴挙とイスラエルの傍若無人である。

今、これら 3 国、そして EU でも「反知性主義」が横行している。では、日本はどうか。日本の危機的状況は、「新しい戦前」の到来と言える。それは、排外主義の横行、軍事拡張路線の一層の拡大、「学問の自由」

の危機、「大学の自治」の危機的状況である。

「学問の自由」の危機

「学問の自由」の基本的要件とあわせて、「学問の自由」のための「自由と権利」の保障が求められる。日本国憲法第 23 条（学問の自由は、これを保障する）に加えて、第 19 条から第 22 条の規定である。これらの「自由と権利」の保障が、学問の自由の大前提である。「大学の自治」が憲法に明記されなかったのは、学問の自由の前提（制度的保証）とされたからだ。

日本国憲法第 12 条に規定されるように、「自由および権利」は国民の努力・節度・責任のもとで成り立つものである。「公共の福祉」の意味は、「みんなのためではなく、自分もみんなも等しく幸福になること」を意味している。

「自由と権利」、「富国強兵」、科学者の動員体制、軍事研究について、戦前と現在を比較してみれば、現在は「新しい戦前」と呼べる状況が広がっている。盗聴法（1999 年）、特定秘密保護法（2014 年）などの法律の制定、「イノベーション安全保障」、総合科学技術・イノベーション会議が主導する科学者の動員、科学至上主義での積極的な軍事研究の容認を指摘できる。

日本学術会議の法人化

このようなもとの、日本学術会議を特殊法人化させる法律が成立した。学術会議は、戦後民主主義の象徴的存在であり、国の重

要な機関として役割を果たしてきた。日本学術会議法の前文には「科学が文化国家の基礎であるという確信」とあり、発足に当たった際の決意では「平和的復興と人類の福祉向上のため」と述べられている。

法人化によって、学術会議はナショナル・アカデミーとしての役割を失うこととなる。法人化の動きの背景には、軍事研究反対の姿勢に対する与党・財界の反発がある。根本には、日本では学問が重んじられないということがある。そして、科学者の側にも一枚岩でなく、付け込まれる要素があった。

科学者側の問題点としては、学術会議の会員選出が科学者から遠ざかり、科学者との結びつきが薄れたことがある（会員の直接選挙から、学協会からの推薦、そしてコ・オプテーションへ）。それとも関連し、学術会議の意見表明に対する無関心が広がり、多くの貴重な見解は言いつばなしになった。

科研費（学術振興会）、将来計画（学術審議会）、中教審の大学分科会（大学政策）など、文部省（文科省）が主導権を握るようになった。その委員には多くの科学者が任命され、文科省の下請けとなった。科学技術政策は総合科学技術・イノベーション会議が策定し、最近では審議会に替わって「有識者会議」なるものが増えている（いわば、「自問自答」）。

「大学の自治」の危機的状況

「大学の自治」には、大学教育の自由度の確保、「知の共同体」（組織として学問遂行の基本条件の確保）、ナショナル・アカデミーの重要な構成要素、という3つの側面がある。

戦前は、帝国大学令（1886年）によって、

国家の要請が最優先された。しかし、戦後民主主義のもとで、大学の「目的」は学校教育法（1947年）によって大きく転換した。第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

しかし、今日では、社会（経済界）に貢献する大学の強調；産学官連携、防衛省と大学教員の協力、安全保障技術研究開発CSTIによる科学技術・イノベーション計画を通じた政策主導；科研費・私学助成の頭打ち、産学共同・防衛省予算の増大；科研費への圧力（例えば、慰安婦問題）といった状況が広がっている。

大学は、「選択と集中」政策と、大学の自治への介入によって困難に直面している。財政的には、国立大学法人化（2004年）以降における運営費交付金の大幅減、科研費の頭打ち、私学助成の頭打ち・政策的分配がある。国立大学では、教授会自治が縮小される一方で、理事会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議の権限が強化され、特定国立大学法人、運営方針会議、卓越研究大学の制度も導入された。

研究費を通じての大学支配も強まっており、それは軍事化につながる。経常研究費が大幅に削減されるもとで、科研費が頭打ちになり、競争的資金への一層の依存（産官学連携）によって近視眼的な研究しかできなくなっている。また、防衛装備庁の「安全保障技術研究制度」によって軍事研究へ

のコミットにつながっている。自由に使える経常的経費が重要である。息の長い、冒険的な研究が、2000年代のノーベル賞の頻出をもたらしたことを銘記すべきだ。

「岐路」に立つ大学

以上のような状況のもとで、「知の共同体」としての大学であり続けるかどうかの「岐路」に立たされている。大切なことは、

- (1)理系と文系の分断に乗らないこと。
- (2)「大学改革」の進行を相対化しないこと。
（「文系は金がからないから大丈夫」、「どうせ学長・理事のやること」と考えない）
- (3)「批判的な知のあり方の場」を大学（教授会・研究会）で築くこと。

（大学自身が「反知性主義」に陥っていないかの点検が必要）

- (4)ブラック企業化している大学で労働運動を強化すること。
- (5)大学は国や軍に奉仕する組織ではなく、市民との暗黙の契約履行。

（市民は大学に知の探究を委託し、大学はノブレスオブリージである）
という点である。今日の反知性主義の風潮は、「市民との暗黙の契約履行」という関係が危機にある兆候ではないか。

学問が「国家の幫間（ほうかん）」になるかどうかの「岐路」でもある。それを許してしまえば、

- ・政府や軍に奉仕する科学に墮落する。
- ・市民の信頼から程遠い科学になってしまう。
- ・軍事開発に邁進する科学に気が付かなくなる。
- ・「科学主義の野蛮性」（オルテガ・イ・ガセット）を体現することになる。

つまり、文化としての科学＝自然観・世界観・文明観などの源泉である普遍的真理探究から外れていってしまう。世界の平和や人類の幸福という普遍的価値を追究するという「科学の原点」に立脚した大学・科学研究であることを強調したい。

池内さんの講演に対して、参加者から質問が出され、丁寧に答えられた。その際に、SNSを通じた正確な情報の発信にも言及された。続いて、リレートークでは、教員、大学院生、卒業生、市民からの発言があった。発言のテーマは、「憲法をめぐる情勢」、「子どもたちの未来のために」、「市民と連帯する放送労働者のたたかい」、「京都橘大学における平和サークルの取り組み」、「国立大学法人における研究と教育の危機」、「立命館憲章改定に反対する学生・院生の取り組み」であった。最後に、参加された関西圏の大学教員からいただいた感想を紹介させていただく。

昨日は、「戦後80年 学術と大学を考える集い」で大変、お世話になりました。

池内先生のお話は、学術会議問題が、現在の世界の右傾化・軍事化、日本の「新しい戦前」の状況のなかで、どういう位置をもつのか、明確にしてくださいました。また今回の集いで、京都では、大学のみならず、学生さん、市民、労働組合の方々との関係の結節点になっておられることも、よくわかりました。

＊＊大学でも、市民の方々から、もっと大学が市民にアプローチして門戸をひらいてほしい、学術会議の問題はもっと情報がほしいと言われたことがあります。京都では既にそれが実現されていることに、大

変感銘をうけました。

この点も含め、***さん・立命館憲章のお話しや国立大の現状など、得るところが本当に多い集いでした。

(以下、省略。 **は大学名、 ***は、リレートークの発言者名)

(文責：細川孝)

「日本被団協ノーベル平和賞授賞式に花垣ルミさんを送る会」からのお礼 と同会の解散について

反核ネットワーク京都

標記「送る会」の派遣カンパ協力や3月23日の報告集会にあたっては、多くの皆さんにご協力をいただきました。3月23日以降も花垣さんを中心に、各所での戦争展をはじめとした至る所で、核兵器廃絶につなげる報告や企画を続けてきました。ここで

「送る会」としては解散し、ひきつづき核兵器廃絶ネットワーク京都（通称 反核ネットワーク京都）が剰余金や活動を引き継ぐことを、8月29日の事務局会議で決定いたしました。同ネットワークの加入団体の一つとして、JSA 京都支部の皆さまにもお知らせする次第です。

つきましては、3.23 報告集にも活動履歴を掲載していますが、現時点で10か月の「送る会」の活動とその意義について、「送る会」の事務局として尽力された長谷川長昭さんが8月23日に、兵庫県西宮革新懇主催の「西宮革新懇学習会 ひろげよう つなげよう 核兵器廃絶を実現する力」でスピーチした内容を一部抜粋して、下記に転載します。文中、「冊子」として示されている3.23 報告集につきましては、頒布していますので、ご希望の方は、支部幹事会までお知らせください。（報告：前田耕治）

「花垣ルミさんのオスロ派遣がもたらしたもの」（講演から抜粋）

長谷川長昭（非核の政府を求める京都の会 常任世話人）

運動面から「花垣ルミさんのオスロ派遣がもたらしたもの」についてお話させていただきます。

まず、第1に、京都の人たちの間で、核兵器廃絶、原水禁運動への期待が大きくふくらみました。それを示すものとして、派遣カンパが目標80万円の4倍も寄せられたことです。次に、花垣さん帰国後の「報告会」開催要望が、予想を上回る数の団体・グループから寄せられました。その開催状況は冊子の60頁をご覧ください。6月11日までで、39ヶ所の開催とラジオ出演2回です。更に、「送る会」として取り組んだ「3月23日のキャンパスプラザでの報告会」では、ノーベル平和賞に相応しい取組にしようと企画しました。贅沢な企画内容でした。結果は大盛況。当初定員170人の会場だけを用意しましたが、参加希望の声が続々と寄せられたので、定員70人の第

二会場を確保しました。二会場とも溢れる240人を上回る参加者でした。そして、「送る会」に「花垣ルミさんのノーベル平和賞ツアー報告冊子を作って欲しい」「素晴らしい内容だった、3.23報告会を記録する冊子を作って欲しい」との要望が飛び込んできました。

第2に、京都の他の被爆者団体、反核平和団体との対話が進んだことが挙げられます。

まず、日本被団協京都支部―京友会との対話が進んだことです。花垣さんは日本被団協のメンバーではありません。事情があって日本被団協京都支部から離れた京都原水爆被災者懇談会のメンバーなのです。京友会は、活動方針で「核兵器廃絶の署名運動など政治的な活動はやらない」という被爆者団体です。伊吹文明さんという元国会議員が今も指導的立場におられます。しかし、この間3回事務局と話し込みました。

次に、「原水禁」の京都での活動の担い手―連合京都との対話も進みました。京友会と同じ語り掛けです・・・ノーベル賞委員会の呼びかけは、被爆者に対する感謝とともに日本政府を何とかしてくれないかという私たちへの呼びかけでもあると思いませんか。「核抑止論」の立場で核兵器禁止条約を批准しない、核兵器廃絶を妨害している日本政府の姿勢を変えられる強力な統一した運動を進めてくださいというメッセージではありませんか。世界の良識は期待しています。それに応えようではありませんか。という語り掛けです。両団体いろいろな話し込みました。報告会を一緒に持てないか、メッセージを寄せてくれないか、報告会案内ビラを組織内で配ってくれないかと

も頼みました。結果はいずれも断られました。しかし、両団体ともビラを50枚受け取ってくれました。後日できあがった冊子を各10冊届けました。さらに「3.23報告会」を企画する段階で京都生協、コンシューマーズ京都、YMCA、YWCAに声をかけ、一緒に取り組みようと「後援」してくれました。

3番目に、若者の立ち上がり、活動が見えてきたことが挙げられます。まず、今年1月に「京都高校生平和ゼミナール」が再建されたこと。3月には全国の平ゼミ仲間とともに外務省に「核兵器禁止条約批准」の申し入れをし、ロシア大使館、イスラエル大使館に抗議の申し入れをしています。次に、「3.23報告会」の司会を若者が引き受けてくれたこと（立命館大学3回生と日本民主青年同盟京都府委員長）。この二人の感想・思いも冊子39頁から掲載しています。更に、毎年開催される円山公園音楽堂での「5.3憲法集会」や「平和のための京都の戦争展の7.29の企画に平ゼミが参加・発言、国民平和行進や原水禁世界大会に平ゼミが参加するようになりました。

4番目に、非核の会京都も参加する反核ネットワーク京都が元気になり、活動を一歩前に踏み出すようになったことです。まず、来る参院選候補者に核兵器に関する公開アンケートに取り組みました。8人の候補者（公示直前にNHK党が増えて9人）のうち、立憲、共産、れいわ、維新が回答。自民、国民、参政、NHK党が回答拒否。回答があったなかで維新が際立っていました・・・核兵器禁止条約を批准しなくてよい、日本はアメリカの「核抑止力」を安全保障の柱にしているのはそのままよし、というものでした。次に、メディア各社に参院

選で核兵器政策を取上げることを、告示前と投票3日前の2回、申入れました。昨年10月の総選挙で、メディア各社は政党や候補者に核兵器政策を問うことはしませんでした。当時、日本被団協ノーベル平和賞受賞報道直後でもあるのに、討論会でも、論評でも核兵器政策は、見事に各社そろって核兵器政策をスルーしました。この事実を知っていただけに、私たちは、朝日、毎日、読売、京都新聞、共同通信、赤旗、京都民報、NHK、KBS 京都放送局に申し入れました。しかし、今回も赤旗、京都民報を除いて、完全にスルーされました。日本のメディアは、被爆者の念願である核兵器廃絶の世論形成に背を向けているとしか思えません。国会議員を選ぶ基準に核兵器政策は関係ないと考えているようです。世界の良識＝ノーベル委員会の期待を裏切り続けているのです。さらに、将来を担う子供たちに「被爆者にノーベル平和賞が与えられたこと」を語り継いでもらいたいし、私たちの反核平和の思い」を語り継いでもらいた

いので、府内すべての公立・私立の高校・中学・小学校656校に冊子を寄贈しました。私立中学・高等学校から礼状が寄せられました。

以上、「花垣ルミさんのオスロ派遣がもたらしたものは、京都での運動の面から4つの貴重な財産を残してくれたのです。まとめますと、

第1に、京都の人たちの間で、核兵器廃絶、原水禁運動への期待が大きくふくらんだこと、

第2に、京都の他の被爆者団体、反核平和団体との対話が進んだこと（10月20日の日本宗教者平和会議 in 京都・清水寺もこの延長線で取り組みたい）、

3番目に、若者の立ち上がり、活動が見えてきたこと、

4番目に、反核ネット京都が元気になり、活動を一步前に踏み出すようになったこと。となります。

以 上

機関誌『日本の科学者』の送付に関するアンケート

日本科学者会議 京都支部 会員各位

日本科学者会議京都支部幹事会

本アンケートは JSA 全国事務局からの依頼に基づき、日本科学者会議京都支部幹事会から京都支部会員の方々に依頼しております。以下は全国事務局からの依頼文です。

アンケートには Google Form の web アンケートでご回答ください。
以下の URL、または QR コードから web アンケートに入ってください、ご回答ください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScrodHAsajDnXRKOVetb0aOz7iZpniBVjGHbe5GblXIs0NSqA/viewform?usp=header>



JSA のウェブサイト「会員専用」欄内に、月々の『日本の科学者』（JJS）の電子版を掲載することが可能になりました。

この電子ジャーナル作成の目的は、(1)支部事務局の実務量の軽減、(2)冊子体ジャーナルの印刷コストの削減（機関誌買取製作費を減らす）の2つになります。

これまで、会員の皆様には、支部事務局から郵送やそのほかの方法で、冊子体の JJS をお手元にお届けしていましたが、支部の財政負担と実務負担の軽減化のために、冊子体の配付を引き続き希望されるか、電子ジャーナルでよい（発行の連絡を受け、ご自分で閲覧に行く）とされるか、アンケートをお願いすることとしました。合わせて、この先の支部活動や全国の活動への参加・協力のご意向についてもお尋ねします。

このアンケートは、全国幹事会と第 56 回定期大会で検討し、全国事務局から全国の支部事務局に提案されたものです。ご協力をよろしくお願いします。

回答の締め切り：2025 年 10 月 29 日(水)

アンケートの項目は以下のとおりです。全国事務局には、項目 1. 『日本の科学者』の送付について」と、3. 「全国のこれからの活動について」の項目のみ支部で集計して回答します。個人情報（お名前とメールアドレス）は全国事務局には伝えませんが、項目 4. の「4. 全国的な取り組みへの協力は可能でしょうか。」に可能と回答された方に関しては全国事務局にお名前とメールアドレスをお伝えします。

web アンケートにうまく入れない方は、以下の項目について電子メールで京都支部幹事会アドレス

board@jsakayoto.sakura.ne.jp

宛にご回答ください。

アンケート項目は以下のとおりです。

0. メールアドレスとご回答者のお名前（必須回答項目）

1. 『日本の科学者』の送付についてお聞きます。電子ジャーナルも見たいし、冊子の送付も希望する方は、「冊子の送付を希望する」を選択してください。(必須回答項目)

- ・電子ジャーナルを見にいく
- ・冊子の送付を希望する

2. 京都支部のこれからの活動について、ご意見がございましたら以下にご記入ください。(800字以内)

2-1 あなたの年齢は？

- ・20-29歳
- ・30-39歳
- ・40-49歳
- ・50-59歳
- ・60-69歳
- ・70-79歳
- ・80歳以上

2-2. 定年のある方は、あと何年で定年を迎えられますか？

- ・すでに定年後
- ・3年以内に定年
- ・5年以内に定年
- ・10年以内
- ・10年より先
- ・定年なし

2-3. 支部でご協力いただきたいことがあります。可能なものをお教えてください。

- ・支部のイベントの企画に参画できる
- ・支部で実施するイベントの講師を引き受けられる
- ・支部ニュースの作成に協力できる
- ・機関誌の支部での配付作業に協力できる
- ・その他：()

3. 全国のこれからの活動について、ご意見がございましたら以下にご記入ください。(800字以内)

4. 全国的な取り組みへの協力は可能でしょうか。可能な番号をお答えください。

(1)学際研究・市民科学発展プログラムのサポーター

(https://jsa.gr.jp/d/_media/supportersanko.pdf)として協力できる

(2)機関誌『日本の科学者』の査読に協力できる

(3)『日本の科学者』サポーター (https://jsa.gr.jp/member/JJS_supporter_2508.pdf)
として協力できる

(4) その他：()

上記項目(1), (2)に協力できると回答された方は、専門分野をお書きください。

上記項目(1), (2)に協力できると回答された方で、専門分野以外で協力可能な分野がある方はお書きください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

支部主催・関連行事

1. もの言わさぬ国家はNO！京都のつどい 治安維持法 100 年を問う

日時:9 月 27 日(土)13:30～15:30

場所:ウイングス京都 イベントホール

ZOOM オンライン(ID:819 4476 8886;パスコード:1925)

講演:荻野富士夫氏(小樽商科大学名誉教授)「新しい戦中」にしないために

主催:治安維持法 100 年企画実行委員会

2. 第2回 不登校・ひきこもり研究会

明田川知美『不登校支援としての「多様な学び」とリスクの個人化』(日本の科学者 8 月号)

明田川さんは、不登校児の母親として家族会で活動されている方です。

日時:10 月 5 日(日)13:30～16:00

場所:京都市下京いきき活動支援センター(京都駅 徒歩 10 分)

<https://us02web.zoom.us/j/81383127745?pwd=tn0RlJwbLSFLlPhlEAAfCCiWnq94NM.1>

ミーティング ID: 813 8312 7745

パスコード: 918227

3. 第1回日本科学者会議 PFAS 問題全国シンポジウム(オンライン ZOOM 開催)

日時:11 月 9 日(日)9:00～17:00

★参加申し込みは、下記の Google フォームからお願いします。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSepgc6rZccpEsK-](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSepgc6rZccpEsK-gjw0D0EjjRfvcPp3OzEVp01ZKHYPVvic3Q/viewform?usp=header)

[gjw0D0EjjRfvcPp3OzEVp01ZKHYPVvic3Q/viewform?usp=header](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSepgc6rZccpEsK-gjw0D0EjjRfvcPp3OzEVp01ZKHYPVvic3Q/viewform?usp=header)



★Zoom 参加の登録は、下記の URL からお願いします。

<https://us06web.zoom.us/j/87216880854?pwd=7eY8ykofjXdb58jikJYGi3gBRTILE.1>



プログラム

- 9:00 開会あいさつ 畑 明郎(PFAS 問題研究委員会委員長)
- 9:05 基調講演1 小泉昭夫・京都大学名誉教授
「吉備中央町 PFAS に関する健康影響評価の暫定結果報告の問題点:
住民による登録研究の可能性」
- 9:50 基調講演2 原田浩二・京都府立大学教授
「PFAS による環境汚染の事例と今後の課題」
- 10:35~10:40 休憩(以下の発表は発表 15 分, 質疑 5 分とします)
- 10:40 発表 1 金谷邦夫(大阪 PFAS 汚染と健康を守る会)
「ダイキン現場労働者にみられた間質性肺炎〜PFOA 粉塵吸入が関与?」
- 11:00 発表 2 丸尾牧(兵庫県議会議員)
「兵庫県明石川の PFAS 汚染調査と宝塚市民血液検査結果」
- 11:20 発表 3 安富政治(京都府あやべ PFAS 汚染から健康を守る会準備会)
「産業廃棄物管理型最終処分場からの高濃度 PFAS 流出」
- 11:40 発表 4 近藤 正(秋田県立大学生物資源学部・秋田支部)
「秋田市とその周辺にある産業廃棄物処分場からの PFAS 流出」
- 12:00~13:00 お昼休憩
- 13:00 発表 5 笹嶋貞子(秋田県大館市 PFAS と市民の健康を考える会)
「河川の PFAS 汚染対策を求めて」
- 13:20 発表 6 畑明郎(元大阪市立大学教授・滋賀支部)
「京都府と滋賀県の PFAS 汚染」
- 13:40 発表 7 松岡武夫(四日市公災害市民ネット)
「三重県四日市の PFAS 問題と公害の教訓」
- 14:00 発表 8 鈴木孝雄(清水 PFAS 問題を考える会連絡会)
「静岡市清水区 PFOA の現在, 過去, 未来」
- 14:20 発表 9 今尾明美(PFAS 汚染からいのちと水を守る各務原市民の会)
「岐阜県各務原市における2回目の血液検査結果と現状」
- 14:40 発表 10 長岡ゆりこ(大阪 PFAS 汚染と健康を考える会)
「大阪 PFAS 汚染と健康を考える会の活動・運動」
- 15:00~15:10 休憩
- 15:10 発表 11 和田壮平(ダイキン公害問題を考える会)
「公害行政の進歩と退化:ダイキン PFOA 問題に対する公害調停の取り組み」
- 15:30 発表 12 小橋かおる(有害物質に関する人権擁護者/HR Defender on Toxics)

『ビジネスと人権』から考える企業由来の PFAS 汚染:汚染事業者の責任とは？』

15:50 総合討論:PFAS 汚染にどう立ち向かうか？

16:55 閉会あいさつ

17:00 閉会

4. 第 195 回 科学カフェ京都 定例会

日時:2025 年 11 月 15 日(土) 14:00

場所: 京都大学 理学部 セミナーハウス

話題: 『湯川秀樹旧宅の京都大学への移管と現状について』 <https://cs-kyoto.net>

提供: 岡田 知弘 先生 京都橘大学・学長 (専門:経済学・地域経済学)

招聘: 坂本理事

要旨: 私は、偶然の縁から、湯川家からの依頼にもとづき、湯川秀樹博士の終の棲家となった下鴨泉川町の旧宅を、「湯川秀樹旧宅の保存と活用を願う市民の会」の代表として京都大学に移管する取り組みに関わることになった。すでに建物については、長谷工コーポレーションの手によって修築され、京都大学に移管され「下鴨休影荘」として一部利用されている。併せて、旧宅には、多くの史資料が残されており、市民の会として、それらの分別を行った上、しかるべき史資料の仮目録をつくり、京都大学に寄贈する作業も行った。本講演では、その経緯とともに、旧宅に残されていた史資料を大きく区分しながら、特徴的な資料に関わるエピソード、さらに今後の課題などについて私見を述べてみたい。

5. 治安維持法・京都学連事件 100 周年共同シンポジウム

(治安維持法・京都学連事件 100 周年事業実行委員会) 逆流に抗して、自由を求めた青年たち-治安維持法国内適用第 1 号の「京都学連事件」100 年を問う

日時: 12 月 13 日 (土) 13:00~16:30

会場: 立命館大学朱雀キャンパス (JR 二条駅近く)

内容: ①基調報告: 勝村誠 (立命館大学政策学部教授)

②国境を越えたエスペランティスト・長谷川テル: 西田千津

③淡徳三郎の「フランス人民戦線」などの通信活動: 佐藤和夫

④反ファッショの学生運動: 広川禎秀

⑤大学の自治の現在と学術会議の危機: 河音琢朗 (日本科学者会議京都支部)

司会・コーディネーター: 井口和起 (事業実行委員会呼びかけ人)

参加費 (資料代) 500 円 ZOOM 参加可能

治安維持法 100 周年に関連して、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟京都府本部が『レジスタントの京都 治安維持法下の青春』(日本機関誌出版センター)を出版しました。

◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況（9月1日現在）

一般会員： 146
 特別会費会員： 4
 家族割り特別会費会員： 2
 若手会員： 13
 【会員合計】 165人 読者： 3人

2. 会費納入状況（9月1日現在）

一般 89／146, 特別 1／4, 家族 1／2, 若手 4／13
 ※ 前納の会員8人（すべて一般）を含む。

3. 2025年8月決算

2025年度累計		2025年8月決算	
収入累計	1,335,112円	8月收入合計	67,780円
支出累計	883,551円	8月支出合計	128,367円
収支累計	451,561円	8月分収支	△ 60,587円
前年度繰越金	173,345円	前月繰越金	685,493円
8月末残高	624,906円	8月末残高	624,906円